

全国数学教育学会
「学会賞(ヒラバヤシ賞)」並びに「学会奨励賞」選考規程

制定 平成6年7月2日
改正 平成7年7月1日
改正 平成21年6月27日
改正 平成22年6月26日
改正 平成24年1月21日
改正 平成26年2月1日
改正 令和1年12月14日
改正 令和2年12月8日
改正 令和4年6月25日

(主 旨)

第 1 条 全国数学教育学会は、数学教育学の研究を奨励、促進するために、「学会賞（ヒラバヤシ賞）」及び「学会奨励賞」を設ける。

学会賞（ヒラバヤシ賞）：数学教育学研究において、この分野の発展に大きく寄与すると認められる非常に優れた研究論文

学会奨励賞：数学教育学研究を推進する上で、将来の発展が期待される優れた研究論文

(応募資格)

第 2 条 「学会賞（ヒラバヤシ賞）」並びに「学会奨励賞」の応募資格者は、全国数学教育学会の会員（以下、学会員）であるものとする。

(応募・推薦論文)

第 3 条 「学会賞（ヒラバヤシ賞）」の応募論文は、単著または共著で1人1編とし、その主内容が本学会の学会誌や他の学会誌等に未発表の、独創性ある研究論文とする。

第 4 条 「学会奨励賞」の応募論文は、単著または共著で1人1編とし、本学会の研究発表会で発表したものを主内容とする論文とする。ただし、他の学会誌等に掲載されたものは除くこととする。

二 「学会奨励賞」の推薦論文は、本学会の学会誌「数学教育学研究」に掲載された論文で、複数の学会員の推薦による論文とする。

第 5 条 一度不採択になった応募論文について、再度「学会賞（ヒラバヤシ賞）」及び「学会奨励賞」に応募することができるが、その回数は1回までとする。

(応募方法)

第 6 条 応募論文として、「論文投稿システム」にしたがって、論文を提出する。

第 7 条 応募論文の形式は、本学会の学会誌「数学教育学研究」の形式に準ずるものとする。

第 8 条 応募論文の提出締切は、毎年3月末日とする。

(学会賞選考委員会)

第 9 条 「学会賞（ヒラバヤシ賞）」並びに「学会奨励賞」の選考は、学会賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。選考委員会は、会長及び会長が委嘱する選考委員をもって構成する。選考委員会委員長（以下、委員長）は、選考委員の互選により選出する。

(選考方法)

第 10 条 （学会賞（ヒラバヤシ賞）第1次選考）選考委員会は、「学会賞（ヒラバヤシ賞）」の応募論文の中から第1次選考候補論文を選考する。委員長は、第1次選考過程及び選考結果を理事会に報告し承認を得る。

二 （学会賞（ヒラバヤシ賞）第2次選考）選考委員会は、理事会の承認を得た「学会賞（ヒラバヤシ賞）」の第1次選考候補論文について審議し、原則として1編を第2次選考候補論文として選考する。選考委員会は、選考の過程において、候補論文を正当に評価できる学会内外の者に意見を求めることができる。委員長は、第2次選考過程及び選考結果を理事会に報告し承認を得る。

第 11 条 （学会奨励賞第1次選考）選考委員会は、「学会奨励賞」の応募論文及び推薦論文の中から第1次選考候補論文を選考する。委員長は、第1次選考過程及び選考結果を理事会に報告し承認を得る。

二 （学会奨励賞第2次選考）選考委員会は、理事会の承認を得た「学会奨励賞」の第1次選考候補論文について審議し、原則として1編を第2次選考候補論文として選考する。選考委員会は、選考の過程において、候補論文を正当に評価できる学会内外の者に意見を求めることができる。委員長は、第2次選考過程及び選考結果を理事会に報告し承認を得る。

第 12 条 学会賞（ヒラバヤシ賞）、学会奨励賞の第一著者としての受賞はそれぞれ1回のみとする。

(表彰方法)

第 13 条 表彰は、毎年度第2回目の研究発表会で行うこととする。

第 14 条 受賞者には、賞状、正賞、副賞を贈ることとする。

注記 本規程は、平成 2 年 7 月 7 日に制定した西日本数学教育学会賞選考規程を改正したものである。

付則 本規程は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は平成 1 年 12 月 14 日から施行する。

付則 本改正規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。